

委員長代理の指名について

令和 6 年 9 月 2 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課

(趣旨)

電気事業法第 66 条の 6 第 2 項の規定に基づき、委員長の職務を代理する委員（委員長代理）をあらかじめ指名する。

(参考)

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）

第六十六条の六 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。